

平成19年度「専門職大学院等教育推進プログラム」審査要項 (案)

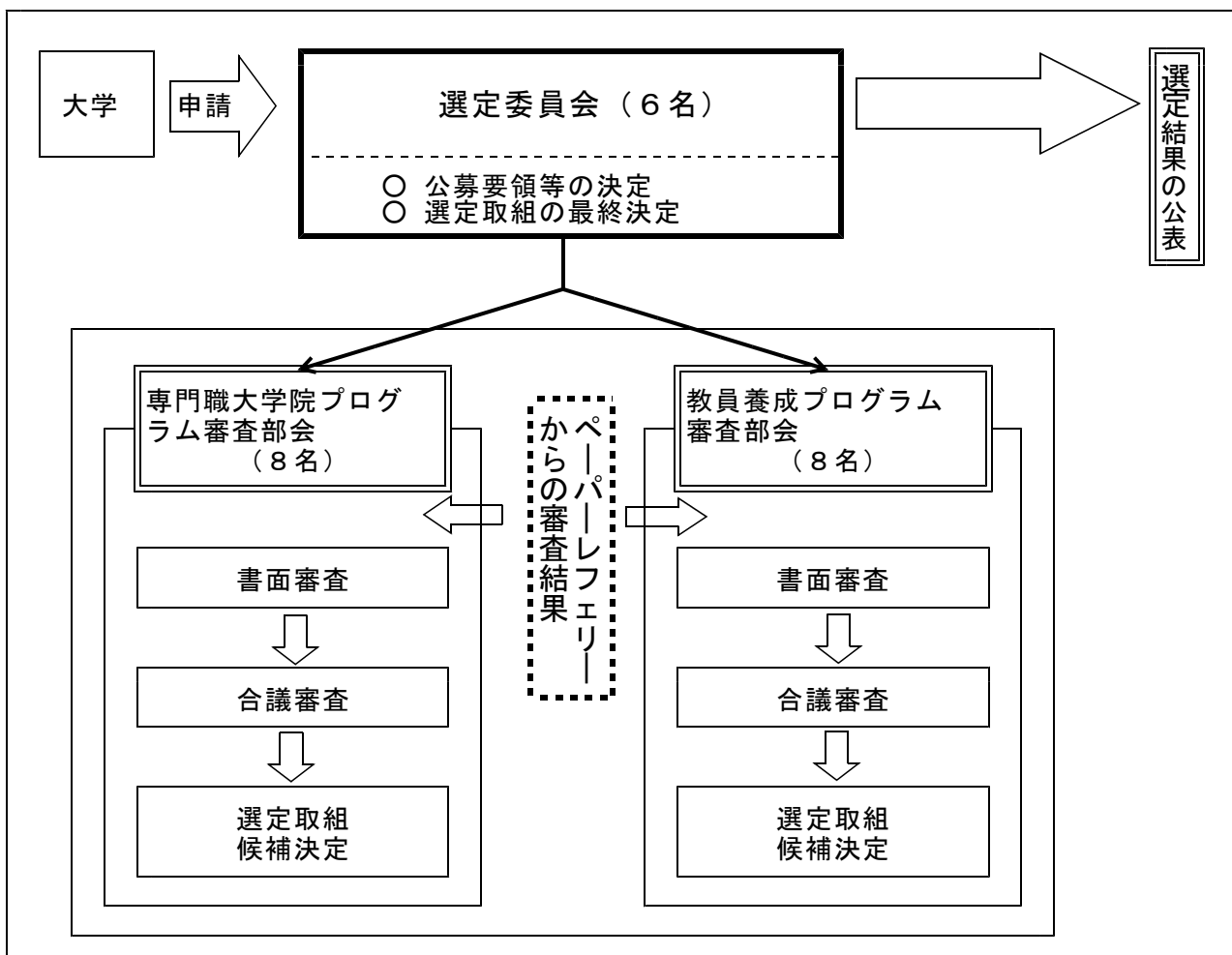
I 事業の趣旨・目的

本事業は、我が国において豊かな社会経済を構築するため、高度な専門能力を有し、社会のニーズに対応できる資質の高い職業人養成を積極的に推進することを目的として、高度専門職業人養成を行う専門職大学院と学校教員の養成を行う大学（短期大学を含む）において、理論と実務を架橋した実践的な教育の開発・充実を行う優れた取組について、国公私を通じた競争的な環境の中で選定し重点的に支援を行う。

II 審査体制

- (1) 本プログラムの選定に係る調査審議を行う選定委員会を設置する。
- (2) 選定委員会の下に、調査審議を分担させるため、「専門職大学院プログラム審査部会」（テーマ「法科大学院における教育方法・内容の開発・充実を担当」）及び「教員養成プログラム審査部会」（テーマ「大学等における教員養成教育の充実」を担当）を置く。各部会には部会長1名を置く。
- (3) 審査の実施に際しては、客観性・専門性を確保するため、必要に応じペーパーレフェリーを置く

【審査体制のイメージ】



Ⅲ 審査方針

審査は、特に以下視点を踏まえ、「Ⅳ 審査手順」から「Ⅵ 審査基準」に基づいて実施する。

- ・ 高度専門職業人養成の我が国のモデルとなること。
- ・ 共同の取組等によって成果の共有が図られること。
- ・ 関係団体や大学等と有効性の高い連携協力が図られていること。
- ・ 取組の経過や成果等の情報提供が積極的に行われていること。

Ⅳ 審査手順

選定委員会と部会は、大学から提出された申請書について、書面審査を行い、その後に基づく合議審査により、選定取組を決定する。（公募要領に提示された「要件違反」に該当する申請は、選定の対象としないので留意すること。）

○書面審査

- (1) 各部長は選定の参考資料とするため、必要に応じてペーパーレフェリーを任命し、申請のあった取組ごとに2名以上のペーパーレフェリーに対し、書面審査及び審査書（別紙参照）の作成を依頼する。

ペーパーレフェリーは下記「Ⅴ 審査方法」に基づき書面審査を行い、審査書を作成し部長に報告する。

○合議審査

- (1) 各部会はペーパーレフェリーが作成した審査書案等を参考に、合議審査（必要に応じて書面審査を行う）を行い、選定（案）を決定し、選定委員会に報告する。

- (2) 選定委員会は各部会から報告された選定（案）について合議審査（必要に応じて書面審査を行う）を行い、選定取組を決定する。

Ⅴ 審査方法

書面審査は各大学の申請内容について、「Ⅴ 審査項目」の各観点ごとに審査を行い、その結果を「Ⅵ 審査基準」に照らして点数化する。各部会は、その点数を参考にして合議審査（必要に応じて書面審査を行う）を行い選定候補を決定する。

Ⅵ 審査項目

【1 取組の内容及び実施計画】

〈テーマ共通の観点〉

- 1-① 計画が教育の質の向上に結びつくものとなっているか。
- 1-② 目標が具体的かつ明確に設定され、実現性が高く妥当なものとなっているか。
- 1-③ 教員組織や教育課程等と見合う内容となっているか。
- 1-④ 他の大学等との共同の取組を行う場合、大学等との間で緊密な連携が図られる体制となっているか。
- 1-⑤ 2年間で一定の成果が見込まれる計画となっているか。

〈法科大学院プログラムでの固有観点〉

下記の内容のいずれかに当てはまる内容であり、教育の質の向上につながる取組であるか。

- ・ 教育方法・内容の開発・充実を図り、全国の法科大学院に波及効果のある先導的な取組

- ・ 「FDの充実」、「学習サポート体制の整備」など、教育体制の質の向上における先導的な取組
- ・ 「展開・先端系科目」「実務基礎科目」における教育方法の充実など、個々の法科大学院の特徴を強化する取組。
- ・ 地域性と地域貢献を重視しつつ教育効果の高い取組。

〈教員養成プログラムでの固有観点〉

下記の内容のいずれかに当てはまる内容であり、教育の質の向上につながる取組であるか。

- ・ 教育委員会との密接な連携による理論と実務を架橋した教育課程の開発・充実
- ・ 実践的な教育方法・内容の開発・充実を図り、全国の大学等に波及効果にある先導的な取組
- ・ 地域性と地域貢献を重視しつつ教育効果の高い取組

【2 取組の特色】

〈テーマ共通の観点〉

- 2-① 既成概念にとらわれない先導的な取組であるか。
- 2-② 取組の内容は、教育の一層の質の向上を目指すための創意工夫を凝らしているものとなっているか。

【3 取組の有効性】

〈テーマ共通の観点〉

- 3-① 取組の成果等が大きく発展することが見込まれ、大学における教育の質の向上につながるものであるか。
- 3-② 効果が取組を実施する大学のみに限定されるものではなく、同一分野をはじめとする多くの大学に波及すること。
- 3-③ 財政支援終了後も取組の成果等が効果的に活用される計画になっていること。

〈法科大学院プログラムでの固有観点〉

- ① 法科大学院の教育上の目的と取組の整合性は図られているか。
- ② 法科大学院教育の現状に対し明確な問題意識を有し、それを解決できる効果が期待できる内容となっているか。
- ③ 以下の項目のいずれかについて当てはまる取組となっているか。
 - ・ 「全国の法科大学院に波及効果のある先導的な取組」では、法科大学院全体の教育の質の向上に資する極めて有効性が高く共同の取組で実施するなど成果が多数の法科大学院でも活用できる。
 - ・ 「個々の法科大学院の特徴を強化する取組」では、特定分野の教育方法等の充実強化の観点から極めて有効性が高い。
 - ・ 「教育体制の質の向上」では、これまでの内容より飛躍的に質の向上が見込まれ、共同の取組で実施するなど、多数の法科大学院において積極的に成果が活用できる。
 - ・ 「地域性を重視した取組」では、教育の充実と地域貢献の両立が図られている。

〈教員養成プログラムでの固有観点〉

- ① 当該学校種の教員養成について明確な問題意識を有し、それを解決できる効果が期待できる内容となっているか。
- ② 以下の項目のいずれかについて当てはまる取組となっているか。
 - ・ 「教育課程の開発充実」及び「実践的教育方法・内容の開発・充実」では、

教育の質の向上において極めて有効性が高く、共同の取組で実施するなど多数の大学等が成果を活用できる。

- ・ 「地域性を重視した取組」では、教育の充実と地域貢献の両立が図られている。

【4 関係団体等との連携】

〈テーマ共通の観点〉

- 4-② 地方公共団体、関係団体及び企業など、外部の機関等との間において積極的な連携が図られているか。

〈法科大学院プログラムでの固有観点〉

- ① 法曹界等との間において組織的にかつ機能的に連携が図られているか。
- ② 地域性を重視した取組については、地方公共団体や地元の団体・企業との連携を図るなど、成果を地域貢献を行うための方策が計画されているか。

〈教員養成プログラムでの固有観点〉

- ① 地元の教育委員会等との間において組織的にかつ機能的に連携が図られているか。
- ② 学校現場の直面している課題への取組が行われるような連携が図られているか。
- ③ 地域性を重視した取組については、地方公共団体や地元の団体・企業との連携を図るなど、成果を地域貢献を行うための方策が計画されているか。

【5 取組の経過や成果等に関する情報公開の提供方法】

〈テーマ共通の観点〉

- 5-① シンポジウム等の開催、ホームページや資料による積極的な情報の提供など、取組の経過や成果等の情報の公開について積極的かつ綿密に計画されているか。

VI 審査基準

【1 取組の内容及び実施計画】

評価	評価基準
4	審査項目の観点において全てが優れており、取組の内容及び実施計画がプログラムの趣旨に十分合致している。
3	審査項目の観点に問題がほとんどなく、取組内容及び実施計画がプログラムの趣旨に概ね合致している。
2	審査項目の観点において一部に問題があるが、取組内容及び実施計画がプログラムの趣旨にある程度合致している。
1	審査項目の観点において一部に重大な問題があるか、あるいは、全般的に不十分である。

【2 取組の特色】

評価	評価基準
4	審査項目の観点全般において優れており、取組内容について非常に

	特色がある。
3	審査項目の観点において問題がほとんどなく、取組内容について特色が見受けられる。
2	審査項目の観点において一部に問題があるが、取組内容に特色を出すための工夫が見受けられる。
1	審査項目の観点全般において不十分である。

【3 取組の有効性】

評価	評価基準
4	審査項目の観点全てにおいて優れており有効性が高い。
3	審査項目の観点において問題がほとんどなく、有効性がある。
2	審査項目の観点において一部に問題があるが、一定の有効性が若干見受けられる。
1	審査項目の観点に対し全般的に不十分であり、取組内容に有効性が見受けられない。

【4 関係団体等との連携】

評価	評価基準
4	審査項目の観点において優れており、十分な連携が期待できる。
3	審査項目の観点において問題がほとんどなく、連携が期待できる。
2	審査項目の観点の一部において問題がある。
1	審査項目の観点において取組が不十分である。

【5 取組の経過や成果等に関する情報公開の提供方法】

評価	評価基準
2	審査項目の観点において十分である。
1	審査項目の観点において取組が不十分である。

V その他

1 開示・不開示

(1) 選定委員会の審査内容等の取扱いについて

①選定委員会の会議及び会議資料は、原則公開する。ただし、次に掲げる場合

であって、選定委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

- ・ 取組の選定のための審査に関する調査審議の場合
 - ・ その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合
- ②選定委員会の議事要旨は、原則公開する。ただし、取組の選定のための審査に関する調査審議に関するものは非公開にする。
- ③選定された取組は、フォーラムの開催や文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供する。

(2) 委員等氏名について

- ①選定委員会及び部会の委員の氏名は、予め公表することができる。
- ②ペーパーレフリーの氏名は選定後公表する。

2 利害関係者の排除

- 申請大学と利害関係のある委員は、当該大学の審査は行わないものとする。選定委員及び部会委員による合議審査の場合は、当該申請の審査には参加しないこととし、ペーパーレフリーによる書面審査の場合は、当該委員を除く委員で審査を行うこととする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員が現在所属し、又は、過去3年以内に所属していた大学等に関する申請
- ・ その他委員が中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

3 資料の説明

部会は審査の際、大学の申請等の確認に必要と認めた場合に限り、申請大学から最低限の説明を求めることができる。